

## 子ども・子育て支援臨時交付金の交付について

- 幼児教育の無償化については、消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な地方財源を確保。
- ただし、令和元年度(初年度)は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する子ども・子育て支援臨時交付金を創設し、全額国費により対応。

- ・ 交付総額：2,349億円（当初予算）＋ 342億円（補正予算）＝ 2,692億円
- ・ 交付時期：令和2年3月

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（抄）（平成30年12月28日関係閣僚合意）

（初年度に要する経費）

- 幼児教育無償化の実施に要する経費について、消費税10%への引上げに伴い地方へ配分される地方消費税の増収分が2019年度（初年度）は僅かであることを踏まえ、幼児教育の無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。

### <幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担割合及び令和元年度所要見込額>

（注）四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

（単位：億円）

法律上の位置付け	区分		財源負担割合			令和元年度所要見込額			
			国	都道府県	市町村	国	都道府県	市町村	
子どものための教育・保育給付（施設型給付費等）	（新制度） 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,361	1,181	590	590
		公立	-	-	10/10	1,009	0	0	1,009
子育てのための施設等利用給付（施設等利用費）	私立幼稚園（未移行） 認可外保育施設等		1/2	1/4	1/4	998	499	249	249
地域子ども・子育て支援事業（副食材料費に係る補足給付）	私立幼稚園（未移行）		1/3	1/3	1/3	6	2	2	2
合計						4,374	1,682	841	1,850

## 子ども・子育て支援臨時交付金の算定方法について

- 子ども・子育て支援臨時交付金の各地方団体への交付額は、交付総額（予算計上額）を幼児教育・保育の無償化の実施により令和元年度において増大する各地方団体における負担相当額により按分して得た額。
- 各地方団体における負担相当額は、以下の算式のとおり所得階層ごとの児童数等に内閣府の予算積算単価等を乗じることにより算定。

（算式）  $(A + B + C) \times \alpha$  ※  $\alpha = 1.0011087$ （交付総額に合わせつける率）

（算式の符号）	負担相当額の算定方法
A 子どものための 教育・保育給付	公立・私立、幼稚園・保育所ごとに以下の算式により算定して得た額を合算 $\left( \begin{array}{c} \text{所得階層ごと} \\ \text{の児童数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{所得階層ごとの} \\ \text{月額利用者負担額} \end{array} \times 6 \text{月} \right) \text{の合算額} \times \text{負担割合}$
B 子育てのための 施設等利用給付	$\begin{array}{c} \text{給付対象} \\ \text{児童数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{月額給付} \\ \text{単価} \end{array} \times 6 \text{月} \times \text{負担割合} - \begin{array}{c} \text{(R元)普通交付税措置額} \\ \text{(旧就園奨励費相当部分)} \end{array}$
C 地域子ども ・子育て支援事業 (副食材料費に係る補足給付)	$\begin{array}{c} \text{対象} \\ \text{児童数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{月額} \\ \text{単価} \end{array} \times 6 \text{月} \times \text{負担割合}$